

○羽生市斎場条例

昭和52年3月30日条例第1号

改正

昭和54年10月1日条例第22号

昭和58年3月19日条例第11号

昭和61年3月24日条例第19号

昭和63年7月1日条例第16号

平成20年6月25日条例第27号

平成21年3月31日条例第14号

平成24年3月30日条例第6号

羽生市斎場条例

(設置)

第1条 本市に羽生市斎場（以下「斎場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 斎場は、羽生市東3丁目42番2号に置く。

(職員)

第3条 斎場に必要な職員を置く。

(使用の許可)

第4条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 斎場の施設及び設備（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第6条 第4条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条に定める使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により、使用することができないときは、これを還付することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、斎場の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に斎場の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第10条 指定管理者の指定の手続等については、羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第28号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 斎場の使用許可等に関する業務
- (3) 使用料の徴収等に関する業務
- (4) 火葬に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 指定管理者が指定管理業務を行う場合における第3条の規定中「必要な職員を置く」とあるのは「職員を置かないことができる」と、第4条及び第5条の規定については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に斎場の運営を行うこと。
- (2) 施設等の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(損害の賠償)

第13条 使用者（参集者を含む。）は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和52年7月規則第13号で、同52年7月22日から施行)

- 2 羽生市火葬場条例（昭和39年条例第21号）は、廃止する。

附 則（昭和54年10月1日条例第22号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月19日条例第11号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日条例第19号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月25日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、利用者が改正前の規定により既に利用の許可を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に斎場の管理を行わせるときは、当該管理を行わせる日前に市長がした使用の許可その他の処分（同日以後の使用に係るものに限る。）又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後に指定管理者に行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、当該指定管理者がした使用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月30日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		単位	市内居住者	市外居住者	使用時間
火葬室	大人（満15歳以上）	1体	3,000円	45,000円	
	子供（満15歳未満）	1体	2,000円	30,000円	
	死産児	1体	1,000円	15,000円	
	手術し体及び胞衣汚物	1個	1,000円	15,000円	
和室	第1和室	1回	3,000円	3,000円	3時間
	第2和室	1回	3,000円	3,000円	3時間
	第3和室	1回	3,000円	3,000円	3時間

## 備考

- 1 市内居住者とは、使用に係る死亡者にあつてはその死亡時に、使用者にあつてはその申請時に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に本市の住民として記録されている者をいう。
- 2 1個とは、1辺の長さがそれぞれ40cm以内の紙箱をいう。